

御意見募集要領

平成 28 年 2 月 18 日
総 務 省
文 部 科 学 省
農 林 水 産 省
国 土 交 通 省
環 境 省

1．意見公募の趣旨・目的・背景

平成 27 年 9 月 28 日に、琵琶湖の保全及び再生を図ることを目的に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」(以下「法」という。)が公布、施行されました。

法第 2 条に基づき、主務大臣である総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定める事とされています。

この度、琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針、琵琶湖保全再生施策に関する基本的な事項、その他琵琶湖の保全及び再生に関する重要事項を盛り込んだ基本方針(案)を取りまとめました。

2．意見公募の対象

琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針(案)

3．意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成 28 年 2 月 18 日(木)～平成 28 年 3 月 2 日(水)17 時必着

4．資料入手方法

○以下のホームページに掲載

【電子政府の総合窓口(e-Gov)】 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【環境省ホームページ】(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

○窓口での配布

環境省 水・大気環境局水環境課において資料配付

5．意見提出方法・提出先

(1) 提出方法 郵送・FAX・電子メール

(2) 提出先

電子メール：電子政府の総合窓口(e-Gov)

郵送：環境省 住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

中央合同庁舎 5 号館 23 階 環境省 水・大気環境局水環境課

FAX：03-3593-1438

電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

意見提出は、以下の記入要領に従い、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法で、御提出ください。

(注意事項)

御意見は日本語で提出してください。

件名は、「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」(案)に関する意見」としてください。

郵送、FAXの場合は、A4版の用紙で提出してください。

電話及び匿名での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【記入要領】

(宛先) パブコメ担当

(件名) 「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」(案)に関する意見

(郵送の場合は、封筒に赤字で記載して下さい)

(氏名)(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

(住所)

(電話番号)

(FAX番号)

(電子メールアドレス)

(意見)

- ・該当箇所(どの部分についてか、該当箇所が分かるように明記して下さい)
- ・意見内容
- ・理由(根拠となる出典等を添付又は併記して下さい)

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。